

# 介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、原則として、文京区の被保険者のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らしていけるように支援します。

### 各サービスの見方

要介護1~5

要支援1・2

地域密着型サービス

## 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

認知症の方が、食事・入浴などの支援や専門的なケアを日帰りで受けられます。

利用できる要介護度を示します。

|      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 要介護1 | 1,104円 | 要支援1 | 956円   |
| 要介護2 | 1,224円 | 要支援2 | 1,067円 |
| 要介護3 | 1,344円 |      |        |
| 要介護4 | 1,464円 |      |        |
| 要介護5 | 1,584円 |      |        |

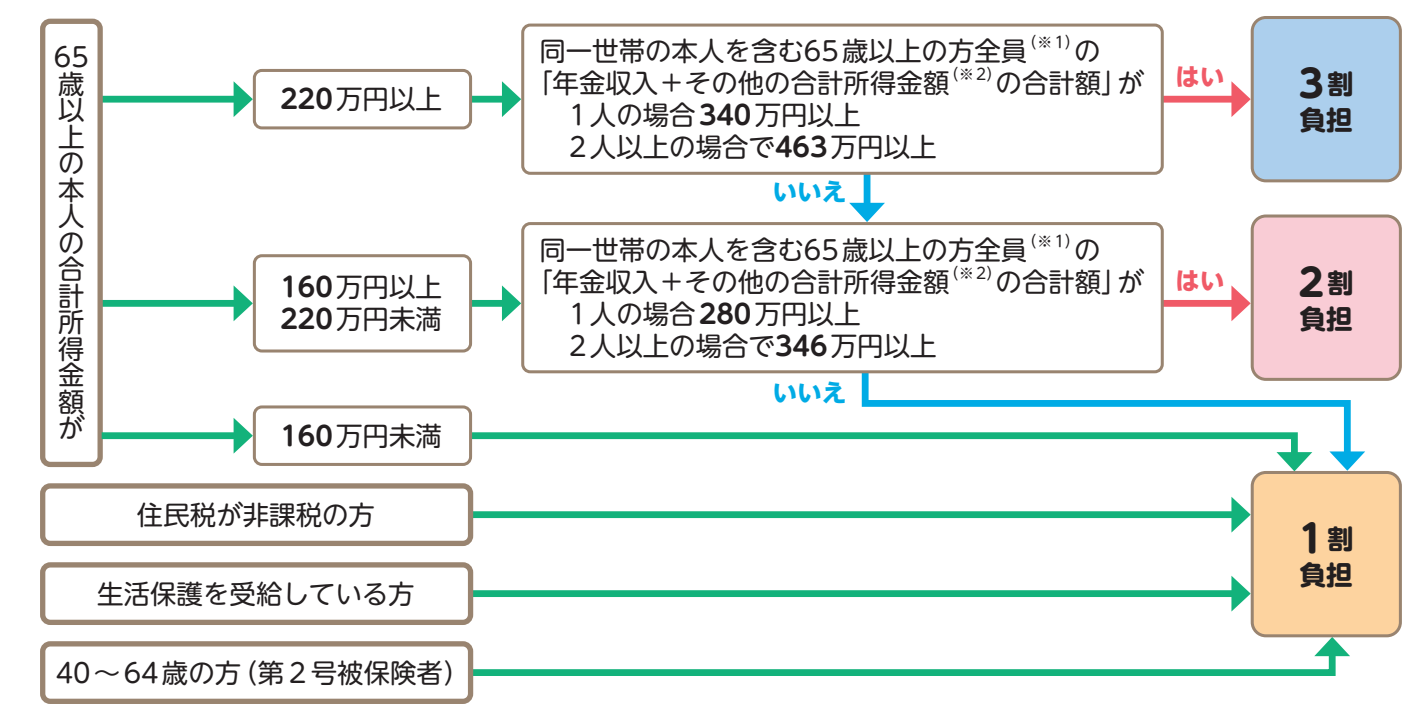
●食費、日常生活費は別途負担となります。

このマークのついたサービスは地域密着型サービスです。原則として文京区の被保険者だけが利用できます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
[7時間以上8時間未満の利用の場合]

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。  
実際の自己負担は、所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかです。  
※実際の費用は、利用する事業者の所在地やサービスの内容、加算項目などにより異なります。  
また、加算項目は、一部項目のみを記載しています。  
※自己負担のめやすは、令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

## 介護保険サービスの自己負担割合と判定基準



※1 同一世帯内であっても、64歳以下の方の所得は勘案されません。  
※2 その他の合計所得:「合計所得金額」から「公的年金等に係る雑所得」を除いた所得金額をいいます。

## サービス事業者と契約する際の注意点

- ☐ 重要事項説明書などの書類を受け取り、サービスの内容に納得した
- ☐ 身体の状態等にあったサービス内容になっている
- ☐ 介護保険が使えるサービスと使えないサービスが分かる
- ☐ 利用料やキャンセル料、支払いについて納得した
- ☐ 契約解除の方法の説明を受けた

サービス利用途中でも事業者を変えることができます。  
疑問に思ったら、ケアマネジャーに相談してみましょう。

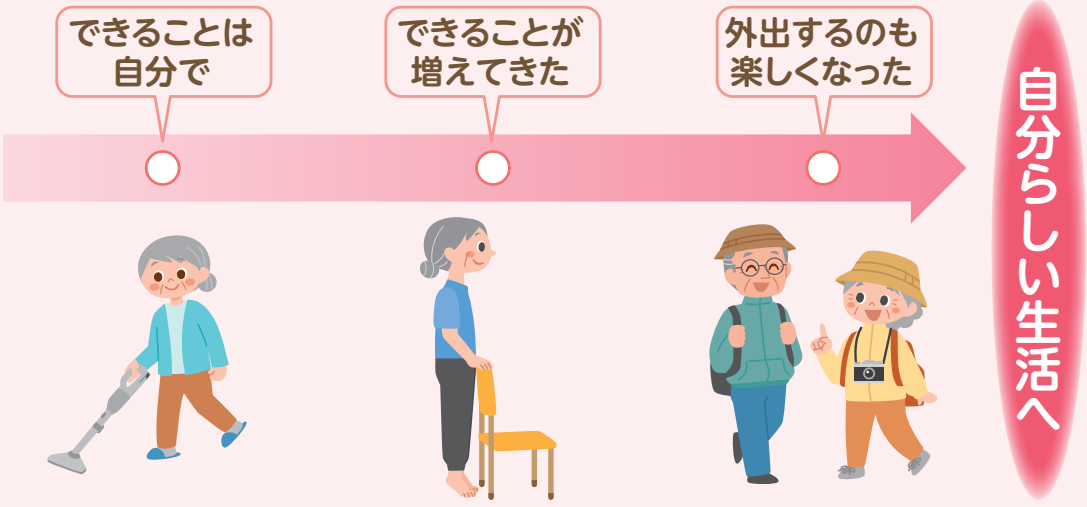


介護予防が大切なのはなぜ？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになると、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまうケースが多くなります。

できることはなるべく自分で行い、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができます。

積極的なリハビリを行うことで、要介護度が改善することは、決して珍しいことではありません。



自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス（居宅サービス）には、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。

要介護1～5

訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。



1回あたりの自己負担(1割)のめやす

|        |                                |        |           |      |
|--------|--------------------------------|--------|-----------|------|
| 〈身体介護〉 | ●食事、入浴、排せつの介助<br>●衣類やシーツの交換 など | 身体介護中心 | 20分～30分未満 | 279円 |
|        |                                |        | 30分～1時間未満 | 442円 |
| 〈生活援助〉 | ●住居の掃除、洗濯、買い物<br>●食事の準備、調理 など  | 生活援助中心 | 20分～45分未満 | 204円 |
|        |                                |        | 45分以上     | 251円 |

※早朝・夜間・深夜などは、それぞれ加算となります。

|                         |             |      |
|-------------------------|-------------|------|
| ヘルパーの運転する車両への乗車、降車の介助など | 通院等乗降介助(1回) | 111円 |
|-------------------------|-------------|------|

※要支援の方のホームヘルプサービスは▶26ページへ。

ご注意ください! 以下のサービスは、訪問介護(ホームヘルプ)の対象となりません。

- 利用者本人が不在のときの家事
- 利用者以外の家族のための家事
  - ・利用者以外の家族のための洗濯、調理、布団干し
  - ・自家用車の洗車、掃除
  - ・来客の応対
  - ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除 など
- 日常生活の家事の範囲を超えるもの
  - ・花木の水やり、草むしり
  - ・話し相手のみ、留守番
  - ・ペットの世話
  - ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛け
- 金銭・貴重品の取り扱い
  - ・預金の引き出し、預け入れ

ホームヘルパーさんになんでもお願いできるわけではありません



※サービスの内容によっては、「介護保険外」のサービスとして受けることができます。  
希望するときは、ケアマネジャーやサービス提供事業者にご相談しましょう。

要介護1～5

要支援1・2

訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

介護職員や看護職員が訪問し、居宅に簡易浴槽などを持ち込み、入浴の介助を行います。



1回あたりの自己負担(1割)のめやす

|         |        |         |      |
|---------|--------|---------|------|
| 要介護 1～5 | 1,444円 | 要支援 1・2 | 976円 |
|---------|--------|---------|------|

要介護1～5

要支援1・2

訪問看護(介護予防訪問看護)

看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。



1回あたりの自己負担(1割)のめやす

■訪問看護ステーションから

|         |           |           |
|---------|-----------|-----------|
|         | 20分～30分未満 | 30分～1時間未満 |
| 要介護 1～5 | 537円      | 939円      |
| 要支援 1・2 | 515円      | 906円      |

■病院または診療所から

|         |           |           |
|---------|-----------|-----------|
|         | 20分～30分未満 | 30分～1時間未満 |
| 要介護 1～5 | 455円      | 655円      |
| 要支援 1・2 | 436円      | 631円      |

※早朝・夜間・深夜などは、それぞれ加算となります。

要介護1～5

要支援1・2

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。



1回あたりの自己負担(1割)のめやす

|         |      |
|---------|------|
| 要介護 1～5 | 342円 |
| 要支援 1・2 | 331円 |

要介護1～5

要支援1・2

居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。



1回あたりの自己負担(1割)のめやす  
【単一建物居住者1人に行う場合】

|                    |      |
|--------------------|------|
| 医師の場合(月2回まで)       | 515円 |
| 歯科医師の場合(月2回まで)     | 517円 |
| 医療機関の薬剤師の場合(月2回まで) | 566円 |
| 薬局の薬剤師の場合(月4回まで)   | 518円 |
| 歯科衛生士等の場合(月4回まで)   | 362円 |

要介護1～5 地域密着型サービス

夜間対応型訪問介護

利用者の求めに応じて、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。



自己負担(1割)のめやす  
【オペレーションセンターを設置している場合】

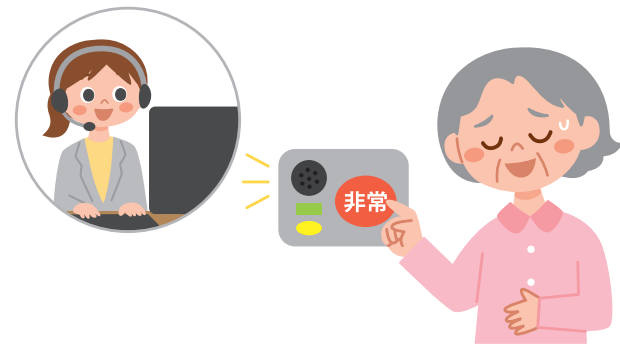
|             |          |
|-------------|----------|
| 基本夜間対応型訪問介護 | 1,128円／月 |
| 定期巡回サービス    | 424円／回   |
| 随時訪問サービス    | 647円／回   |

要支援の方は利用できません。

要介護1～5 地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護が、日中・夜間を通して受けられます。



1か月あたりの自己負担(1割)のめやす  
【介護、看護一体型事業所の場合】

| 要介護度  | 介護のみ利用  | 介護と看護を利用 | 夜間のみ利用         |
|-------|---------|----------|----------------|
| 要介護 1 | 6,209円  | 9,059円   | 基本対応<br>1,128円 |
| 要介護 2 | 11,081円 | 14,151円  |                |
| 要介護 3 | 18,400円 | 21,601円  |                |
| 要介護 4 | 23,276円 | 26,629円  |                |
| 要介護 5 | 28,149円 | 32,260円  |                |

要支援の方は利用できません。

介護サービス  
利用者・ご家族  
の皆様へ

近年、介護職員や、ケアマネジャー等に対し、介護サービスの利用者や家族からのカスタマーハラスメント(カスハラ)の問題が深刻化しております。  
介護現場でのカスタマーハラスメントの大きな特徴は、サービスを受けている本人だけでなく、その家族が行為者となる事例も多くあげられております。  
介護職員がカスタマーハラスメント行為を受け、心の病気にかかってしまうケースもあります。介護事業所にとって、職員が離職してしまう事態は避けなければなりませんし、職員が精神疾患を発症したような場合、利用者側が損害賠償義務を負う可能性も考えられます。介護現場で働く職員が、安全・安心に働ける労働環境を築くことで、円滑な介護サービスを提供することができます。それが気持ちの良い介護サービスにも繋がります。  
ぜひ、利用者やご家族の皆様には、ご理解とご協力をお願いします。

要介護1～5

通所介護【デイサービス】

日帰りで通う通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどが受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【通常規模の事業所での7時間以上8時間未満の利用の場合】

|       |      |         |        |
|-------|------|---------|--------|
| 要介護 1 | 718円 | 要介護 4   | 1,115円 |
| 要介護 2 | 847円 | 要介護 5   | 1,252円 |
| 要介護 3 | 981円 | (送迎を含む) |        |

●食費、日常生活費は別途負担となります。  
要支援の方のデイサービスは27ページへ。

要介護1～5 地域密着型サービス

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練が日帰りで受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【7時間以上8時間未満の利用の場合】

|       |        |         |        |
|-------|--------|---------|--------|
| 要介護 1 | 821円   | 要介護 4   | 1,278円 |
| 要介護 2 | 971円   | 要介護 5   | 1,430円 |
| 要介護 3 | 1,125円 | (送迎を含む) |        |

●食費、日常生活費は別途負担となります。  
要支援の方のデイサービスは27ページへ。

要介護1～5

通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や医療機関などに日帰りで通い、日常生活上の支援や機能訓練をリハビリの専門家が行います。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
  - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。  
(利用するメニューによって費用が加算されます。)



1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【通常規模の事業所での7時間以上8時間未満の利用の場合】

|       |        |
|-------|--------|
| 要介護 1 | 846円   |
| 要介護 2 | 1,003円 |
| 要介護 3 | 1,161円 |
| 要介護 4 | 1,349円 |
| 要介護 5 | 1,531円 |

●食費、日常生活費は別途負担となります。

要支援1・2

介護予防通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や医療機関などで、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを行います。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など（栄養改善）
  - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。  
（利用するメニューによって費用が加算されます。）



1か月あたりの  
自己負担（1割）のめやす

|       |        |
|-------|--------|
| 要支援 1 | 2,518円 |
| 要支援 2 | 4,693円 |

●食費、日常生活費は  
別途負担となります。

要介護1～5 要支援1・2 地域密着型サービス

認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

認知症の方が、食事・入浴などの支援や専門的なケアを日帰りで受けられます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす  
【7時間以上8時間未満の利用の場合】

|       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 要介護 1 | 1,104円 | 要支援 1 | 956円   |
| 要介護 2 | 1,224円 | 要支援 2 | 1,067円 |
| 要介護 3 | 1,344円 |       |        |
| 要介護 4 | 1,464円 |       |        |
| 要介護 5 | 1,584円 |       |        |

●食費、日常生活費は別途負担となります。

リハビリの専門家って  
どんな人？

リハビリの専門家とは、「理学療法士」や「作業療法士」、  
「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようなリハビリ  
を行います。

- 理学療法士：日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。
- 作業療法士：日常活動の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。
- 言語聴覚士：音声・言語・聴覚に障がいのある方に訓練や検査などを行います。

要介護1～5 要支援1・2

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの支援や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担（1割）のめやす  
【併設型の施設の場合】

| 要介護度  | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 | 多床室  |
|-------|------------------------|------|
| 要介護 1 | 782円                   | 670円 |
| 要介護 2 | 857円                   | 746円 |
| 要介護 3 | 941円                   | 827円 |
| 要介護 4 | 1,019円                 | 905円 |
| 要介護 5 | 1,096円                 | 982円 |
| 要支援 1 | 588円                   | 501円 |
| 要支援 2 | 729円                   | 623円 |

●食費、滞在費、日常生活費は別途負担となります。

要介護1～5 要支援1・2

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

【療養型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす  
【介護老人保健施設の場合】

| 要介護度  | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 | 多床室    |
|-------|------------------------|--------|
| 要介護 1 | 912円                   | 905円   |
| 要介護 2 | 963円                   | 960円   |
| 要介護 3 | 1,034円                 | 1,029円 |
| 要介護 4 | 1,094円                 | 1,087円 |
| 要介護 5 | 1,151円                 | 1,147円 |
| 要支援 1 | 681円                   | 669円   |
| 要支援 2 | 860円                   | 844円   |

●食費、滞在費、日常生活費は別途負担となります。

要介護1～5 要支援1・2 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

「通い」を中心に、利用者の選択に応じて自宅に来てもらう「訪問」や施設に「泊まる」サービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。



1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

|       |         |       |        |
|-------|---------|-------|--------|
| 要介護 1 | 11,609円 | 要支援 1 | 3,830円 |
| 要介護 2 | 17,061円 | 要支援 2 | 7,739円 |
| 要介護 3 | 24,819円 |       |        |
| 要介護 4 | 27,392円 |       |        |
| 要介護 5 | 30,202円 |       |        |

●食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

要介護1～5 地域密着型サービス

看護小規模多機能型居宅介護

【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスが受けられます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 要介護 1 | 13,817円 | 要介護 4 | 30,821円 |
| 要介護 2 | 19,331円 | 要介護 5 | 34,863円 |
| 要介護 3 | 27,174円 |       |         |

●食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

要支援の方は利用できません。

要介護1～5 要支援1・2

特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどで食事・入浴などの日常生活の支援や機能訓練などが受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【包括型(一般型)の場合】

|       |      |       |      |
|-------|------|-------|------|
| 要介護 1 | 591円 | 要支援 1 | 200円 |
| 要介護 2 | 664円 | 要支援 2 | 342円 |
| 要介護 3 | 740円 |       |      |
| 要介護 4 | 811円 |       |      |
| 要介護 5 | 887円 |       |      |

●費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

●食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

要介護1～5 要支援2 地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)

【認知症高齢者グループホーム】

認知症の方が共同生活する住宅で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【2ユニットの事業所の場合】

|       |      |       |      |
|-------|------|-------|------|
| 要介護 1 | 834円 | 要支援 2 | 830円 |
| 要介護 2 | 873円 |       |      |
| 要介護 3 | 899円 |       |      |
| 要介護 4 | 917円 |       |      |
| 要介護 5 | 937円 |       |      |

●食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

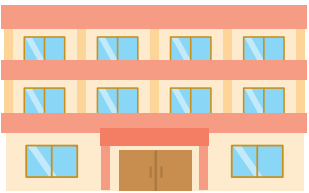
要支援1の方は利用できません。

サービスの種類と費用

サービスの種類と費用

介護保険施設で受けるサービス

介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれます。入所を希望する施設を選択し、施設に直接申し込みます。



要介護1～5

介護老人福祉施設  
【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1日あたりの施設サービス費(1割)のめやす

| 要介護度  | ユニット型個室<br>ユニット型個室の多床室 | 多床室  |
|-------|------------------------|------|
| 要介護 1 | 731円                   | 642円 |
| 要介護 2 | 807円                   | 719円 |
| 要介護 3 | 889円                   | 798円 |
| 要介護 4 | 966円                   | 875円 |
| 要介護 5 | 1,041円                 | 950円 |

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方です。

要介護1～5

地域密着型サービス

地域密着型介護老人福祉  
施設入所者生活介護  
【地域密着型特別養護老人ホーム】

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

| 要介護度  | ユニット型個室<br>ユニット型個室の多床室 | 多床室  |
|-------|------------------------|------|
| 要介護 1 | 744円                   | 654円 |
| 要介護 2 | 821円                   | 732円 |
| 要介護 3 | 903円                   | 812円 |
| 要介護 4 | 982円                   | 891円 |
| 要介護 5 | 1,059円                 | 967円 |

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方で、文京区の被保険者が対象です。

要介護1～5

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

1日あたりの施設サービス費(1割)のめやす【基本型】

| 要介護度  | ユニット型個室<br>ユニット型個室の多床室 | 多床室    |
|-------|------------------------|--------|
| 要介護 1 | 875円                   | 865円   |
| 要介護 2 | 925円                   | 919円   |
| 要介護 3 | 996円                   | 990円   |
| 要介護 4 | 1,056円                 | 1,048円 |
| 要介護 5 | 1,110円                 | 1,103円 |

要介護1～5

介護医療院

長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

1日あたりの施設サービス費(1割)のめやす【I型】

| 要介護度  | ユニット型個室<br>ユニット型個室の多床室 | 多床室    |
|-------|------------------------|--------|
| 要介護 1 | 927円                   | 908円   |
| 要介護 2 | 1,047円                 | 1,028円 |
| 要介護 3 | 1,307円                 | 1,289円 |
| 要介護 4 | 1,417円                 | 1,399円 |
| 要介護 5 | 1,518円                 | 1,499円 |

自立を助け、介護の負担を軽くするために

要介護1～5

要支援1・2

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

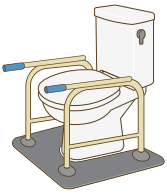
車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける用具を借りる(レンタルする)サービスです。ケアプランに基づきサービスが提供されますので、ケアマネジャーに相談してください。



次の品目が貸し出しの対象となります

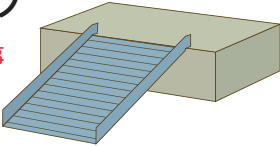
① 手すり

※取り付け工事  
不要のもの



② スロープ

※取り付け工事  
不要のもの



③ 歩行器



④ 歩行補助つえ

(松葉づえ、多点つえ等)



⑤ 車いす

(自走用、介助用、  
普通型電動車いす)

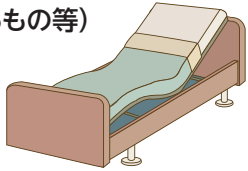
⑥ 車いす付属品

(クッション、電動補助装置等)



⑦ 特殊寝台

(背の角度を調整できるもの、ベッドの高さを調整できるもの等)

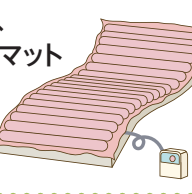


⑧ 特殊寝台付属品

(サイドレール、マットレス、スライディングボード、  
入浴用でない介助用ベルト等)

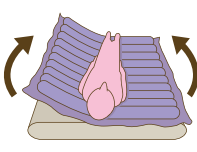
⑨ 床ずれ防止用具

(エアマット、  
ウォーターマット  
等)



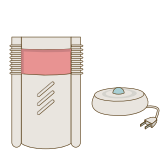
⑩ 体位変換器

(起き上がり  
補助装置を  
含む)



⑪ 認知症老人  
徘徊感知機器

(離床センサーを  
含む)

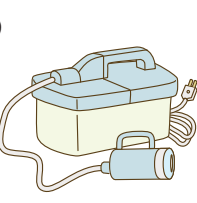


⑫ 移動用リフト

(立ち上がり座いす、  
入浴用リフト、段差解消機、  
階段移動用リフトを含む)



⑬ 自動排せつ  
処理装置



※原則、要支援1・2の方、  
要介護1の方は、①～④  
のみ利用できます。  
⑬は、要介護4・5の方の  
み利用できます。  
(尿のみを自動的に吸引できる  
ものは要支援1・2の方、要介護  
1～3の方も利用できます)

一部の福祉用具では、貸与と購入を選択できます

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

利用前に機能や価格について説明を受けましょう

福祉用具貸与の適正な利用を促進するために、事業者には機能や価格帯の異なる複数商品の提示や、貸与価格の全国平均価格等について説明することが義務付けられています。



施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。  
居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

要介護1～5 要支援1・2

## 特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

下記の福祉用具を福祉用具専門相談員から助言を受け、都道府県の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

年間(4月から翌年3月までの1年間) 10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

※指定を受けていない事業者や通信販売等から購入した場合は、支給の対象になりません。

申請方法は2通り  
あります。

| 償還払方式                                        | 給付券方式                                         |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 購入後、被保険者が費用の全額を事業者へ支払った後に、介護保険給付分の払い戻しを受ける方式 | 購入前、文京区に登録した事業者へ依頼し、被保険者は費用のうち自己負担分を事業者へ支払う方式 |

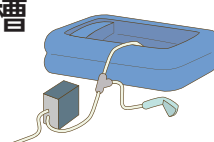
### 次の品目が対象となります

※7～9は貸与と購入が選択できます。

① 腰掛便座  
(便座の底上げ  
部材を含む)



② 簡易浴槽



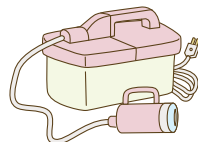
③ 排せつ予測  
支援機器



※医学的な所見が  
分かる書類等の提出が必要です。

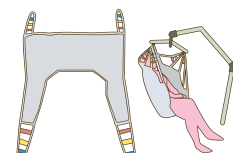
④ 自動排せつ処理装置の  
交換可能部品

※レシーバー、チューブ、タンク等のうち、  
尿や便の経路となるもの



⑤ 移動用リフトの  
つり具の部分

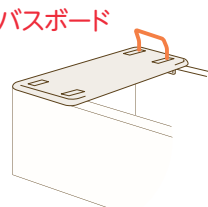
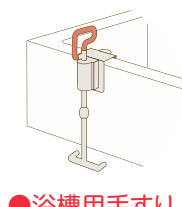
※移動用リフト本体は  
「福祉用具貸与」の対象



⑥ 入浴補助用具

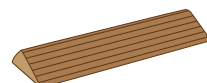
●入浴用いす

●バスボード

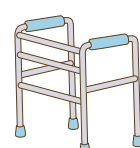


●浴槽内すのこ  
●入浴用介助ベルト

⑦ 固定用スロープ



⑧ 歩行器  
(歩行車を除く)



⑨ 歩行補助つえ

(松葉づえを除く単点つえおよび  
多点つえ)



上手な利用の

### チェックポイント

□ 使う人の身体に合っていますか?

福祉用具は、大きすぎても小さすぎても使いづらいものです。無理な姿勢を強いられたり体が痛くなったりすることがあります。

□ 本人や介護者が無理なく操作できますか?

操作が多すぎると面倒になってきます。また力が弱い方の場合、大きな力が必要なものは使いづらいものです。

□ 今のままの住居の中で使えますか?

十分なスペースがないと、住まいの中での動きに支障が出てきます。また、段差があるためにスムーズに動けない場合もあります。

□ 車いすや特殊寝台は  
ほんとうに必要ですか?

自立の妨げにならないか、よく検討しましょう。

利用中の方でも、疑問点などがあつたら  
ケアマネジャーや福祉用具専門相談員  
に相談しましょう。

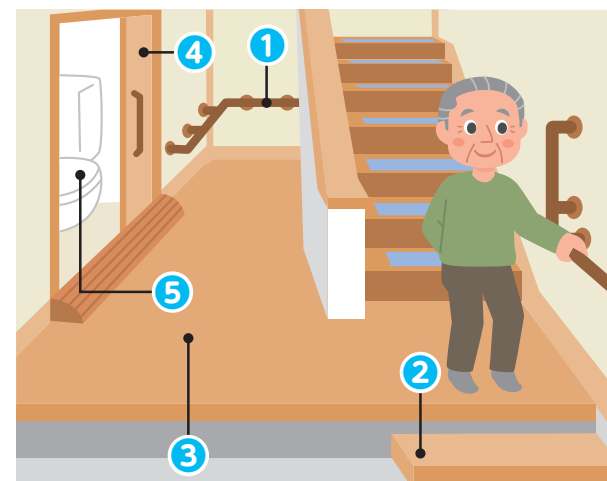
要介護1～5 要支援1・2

## 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

事前の申請が必要です。

生活環境を整えるため、住民登録の住所地の住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかをケアマネジャーか高齢者あんしん相談センターに相談しましょう。



### 対象となる住宅改修の種類

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え

### 介護保険の住宅改修の流れ

| 償還払方式                                         | 給付券方式                                          |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 工事後、被保険者が費用の全額を工事業者へ支払った後に、介護保険給付分の払い戻しを受ける方式 | 文京区に登録した工事業者に工事を依頼し、被保険者は費用のうち自己負担分を工事業者に支払う方式 |

### ケアマネジャーなどに相談、改修事業者決定

#### 事前申請【工事前の申請書類】

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(償還払・給付券)
  - ② 住宅改修が必要な理由書
  - ③ 工事費見積書
  - ④ 工事前・工事後の平面図等 ※工事内容が分かるもの
  - ⑤ 工事前の写真 ※工事箇所及び撮影日が確認できるもの
  - ⑥ 家屋所有者承諾書 ※改修を行う住宅の所有者が、被保険者以外の場合必要
  - ⑦ 委任状 ※償還払方式の申請で、振込口座が被保険者以外の場合必要
- ※工事前や工事後に現地確認をすることがあります

審査の上、審査済書の発行  
(申請書写しに審査済印を押印したもの)

審査の上、給付券の発行

工事開始(着工期限までに工事を開始すること)、工事完了

工事費用支払い(全額)

工事費用支払い(自己負担分のみ)

#### 事後申請【工事後の申請書類】

- ① 審査済書
- ② 領収書(被保険者あて・原本)
- ③ 工事後の写真(工事前に撮影したものとできるだけ同じアングルで撮影し、撮影日が確認できるもの)
- ④ 工事費内訳書 ※内容に変更が出た場合のみ

#### 事後申請【工事後の申請書類】

- ① 給付券(被保険者署名)
- ② 請求書(区の所定様式)
- ③ 工事後の写真(工事前に撮影したものとできるだけ同じアングルで撮影し、撮影日が確認できるもの)

区は被保険者へ介護保険給付分を支払い

区は工事業者へ介護保険給付分を支払い